



令和6年11月8日

同時発表：国土交通省

「不動産コンサルティング地域WG」の登録を開始します！
～消費者が信頼できる不動産コンサルティングサービスの普及を推進～

国土交通省と（公財）不動産流通推進センターは、連携して、消費者が信頼できる不動産コンサルティングサービスの普及に向けて、地域で不動産コンサルティング活動を実践する団体を「不動産コンサルティング地域ワーキング・グループ」として登録する制度を創設します。

1. 登録開始日 令和6年11月8日（金）

2. 内容

本年6月に国土交通省が発表した「不動産業における空き家対策推進プログラム～地域価値を共創する不動産業を目指して～」においては、空き家流通のビジネス化支援策の一つとして、不動産コンサルティングサービスの促進を図っていくことが盛り込まれました。

これを踏まえ、（公財）不動産流通推進センターは、国土交通省と協力して、「公認不動産コンサルティングマスター」を核として、全国各地域で実務に関するノウハウの共有や、一般消費者に対する不動産に関する相談への対応をはじめ、不動産コンサルティングに係る活動を実践する団体を「不動産コンサルティング地域ワーキング・グループ（地域WG）」として登録する制度を創設することとしました。

登録を受けた地域WGに対しては、今後、（公財）不動産流通推進センター及び国土交通省から、必要な支援を行うべく、支援策の充実にも取り組んで参ります。

また、全国の地域WGをはじめ関係者が一堂に会し、地域WGの活動報告、良質な不動産コンサルティング事例の共有、優良な活動等の表彰、関係者の交流等を図る「全国不動産コンサルティング・フォーラム（全国フォーラム）」を来年5月に開催することといたしました。

これらの取組を通じて、消費者が信頼できる良質な不動産コンサルティングサービスを推進していくこととしています。

3. 登録の詳細については、下記URLより参照ください。

<https://www.retpc.jp/consulting-forum/wg>



<参考>

- 別紙1 不動産コンサルティング地域ワーキング・グループ（「地域WG」）について
別紙2 良質な不動産コンサルティングサービスの推進体制

【問合せ先】事業推進室 藍田・渡邊（宏）TEL 03-5843-2075

不動産コンサルティング地域ワーキング・グループ（「地域 WG」）について

1. 地域 WG の活動内容

- (1) 不動産コンサルティングの事例やノウハウを共有する活動
- (2) 一般消費者に対する不動産の利活用等に関する相談
- (3) 地方公共団体等の要請・協定等に基づき行う活動
- (4) 不動産コンサルティングに係る普及・啓蒙活動
- (5) 地域における不動産コンサルティングサービスの推進に貢献する公益的な活動

2. 想定される登録申請主体

- ① ブロックまたは都道府県の不動産コンサルティング地方協議会
- ② 不動産業団体及び傘下の団体（47 都道府県の協会、本部・支部を含む）
- ③ 複数のコンサルティングマスターで構成される協会等の社団法人または NPO 法人
- ④ その他①②③に準ずる組織・団体であって推進センターが認めるもの

3. 登録要件

- (1) 業務責任者として 1 名以上の不動産コンサルティングマスターを届け出ること
※登録申請主体④の団体については 5 名以上のコンサルティングマスターの登録が必要
- (2) 地域 WG 活動にあたり、「公認不動産コンサルティングマスター倫理規程」の遵守の誓約をすること
- (3) 年 1 回活動報告（実施したコンサルティング事例等を含む）を提出すること

4. 地域 WG に対して想定している支援

下記のような支援に加え、今後、活動助成等の支援についても順次追加していく予定。

- (1) 地域 WG の活動に対する後援名義等の付与
- (2) 地域 WG 間情報交換等のための専用サイトの設置（令和 7 年 1 月開設予定）
- (3) 国土交通省や（公財）不動産流通推進センターからの情報提供
- (4) 地域 WG の活動に対する表彰
- (5) 「全国不動産コンサルティング・フォーラム」への参画

良質な不動産コンサルティングサービスの推進体制

- 不動産の所有者等が保有不動産等に係る課題を整理し、利活用方針等を決定する上で、不動産コンサルティングサービスの果たす役割は重要。
- 相続等を見据えた不動産の利活用については、早い段階から一括してサポートするノウハウを有する不動産業によるコンサルティングサービスが期待される。
- **消費者が信頼できる不動産コンサルティングサービス**の普及を図るとともに、不動産コンサルタントが実務に係る**ノウハウを共有**し、関係者間で**ネットワーク構築**ができるよう、「**全国不動産コンサルティングフォーラム**」を開催する。
- その推進体制として、不動産コンサルティングマスターを核として活動する「**地域WG**」登録制度を設け、全国の団体等に参加を促す。

不動産コンサルティングサービスについて...



不動産所有者等

信頼できるコンサルタントは？

成果や費用等の事例を知りたい

どんな相談ができるのか？

どこで相談できるのか？

全国不動産コンサルティングフォーラム

- ・優良コンサルティング事例や**ノウハウ共有**
- ・コンサルティングに取り組む事業者間の**ネットワーク構築**等
- ・推進体制の更なる検討

地域WG

地域WG

地域WG

イベント開催

消費者相談

事業者間での
ノウハウ共有

広く一般向け
情報発信

**消費者から信頼される
コンサルティングサービス**
の普及

「全国不動産コンサルティングフォーラム」について

- 良質な不動産コンサルティングサービス普及を図るとともに、優良コンサルティング事例の共有・表彰等を通じて、不動産コンサルティングサービスに係る実務的なノウハウの普及を図り、また、事業者間の交流機会を設けること等により、不動産関連事業者による新規参入を促す。
- 第1回大会を、令和7年5月に開催。

「全国不動産コンサルティングフォーラム」第1回大会開催概要(案)

開催時期 : 2025年5月頃(実地+WEB)

場所 : 東京都

主催者 : (公財)不動産流通推進センター (国土交通省後援(予定))

参加資格者 : 不動産コンサルティングマスター、宅地建物取引業者等の不動産関連事業者

プログラム(案) :

- (1部) ①優良コンサルティング事例/地域WG活動の発表及び表彰 等
⇒業務の進め方、報酬受領の考え方等ノウハウを広く提供
- ②パネルディスカッション 等
⇒コンサルティングサービス普及に係る課題明確化や提言
- ③主催者からの情報提供
⇒地域WG活動状況や今後の取組等を情報提供
- (2部) ④参加者による交流会
⇒ノウハウの共有やビジネスマッチングの機会

「地域WG」について

- 消費者が信頼できる不動産コンサルティングサービスの提供を推進する主体として、不動産事業者等が組成する「**不動産コンサルティング地域ワーキンググループ（地域WG）**」の登録制度を創設。
令和6年11月より募集開始。
- 登録を受けた地域WGは、（公財）不動産流通推進センターによる一定の支援が受けられる。

業務の内容

- ① 不動産コンサルティングに係る事例やノウハウの地域WG参加者間の共有（情報の収集・分析・自己研鑽等）
- ② 一般消費者に対する不動産コンサルティングの事前相談業務（※）
※コンサルティングマスター若しくは宅建士等の有資格者のみが実施
- ③ 不動産コンサルティングに関し地方公共団体等の要請・協定等に基づき行う活動
- ④ 不動産コンサルティングに係る普及・啓蒙活動
- ⑤ その他地域における不動産コンサルティングサービスの推進に貢献する公益的な活動

ノウハウの
共有化・高度化



不動産コンサル
ティングの実践



登録等の要件

- ◆ 業務責任者として1名以上の不動産コンサルティングマスターを届け出ること。
※申請可能な主体④の団体については5名以上のコンサルティングマスターの登録が必要
- ◆ 地域WG活動にあたり、「公認不動産コンサルティングマスター倫理規程」の遵守の誓約をすること。
- ◆ 年1回活動報告（実施したコンサルティング事例等を含む）を提出すること。

申請可能な主体

- ① ブロックまたは都道府県の不動産コンサルティング地方協議会
- ② 不動産業団体及び傘下の団体（47都道府県の協会、本部・支部を含む）
- ③ 複数のコンサルティングマスターで構成される協会等の社団法人またはNPO法人
- ④ その他①②③に準ずる組織・団体であって推進センターが認めるもの

地域WGに対して想定している支援

- ① 地域WGの活動に対する後援名義等の付与
- ② 地域WG間情報交換等のための専用サイトの設置（令和7年1月開設予定）
- ③ 国土交通省や（公財）不動産流通推進センターからの情報提供
- ④ 地域WGの活動に対する表彰
- ⑤ 「全国不動産コンサルティング・フォーラム」への参画

良質な不動産コンサルティングサービスの推進体制とその効果

